

西法指発第462号

令和元年12月16日

市内障害児通所支援事業所 各位

西宮市法人指導課長

障害児通所支援に関するQ&A（令和元年12月16日）の送付について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地方分権に関する法令の改正により、平成31年4月より障害児通所支援の指定等の事務権限が兵庫県より西宮市に移譲されました。

これに伴い、市内障害児通所支援事業所様より法令等の疑義について本市にいくつかお問い合わせをいただいておりますため、この度、別紙のとおりQ&Aを作成しましたのでご確認ください。

なお、利用定員超過の解釈について、兵庫県の取扱いより緩和化のご要望をいただいておりますが、市内障害児通所支援事業所様に対する実態調査や、厚生労働省の見解を踏まえ、法令通り、特段の事情を除き利用定員の超過は認められないことと取り扱いますのでご留意ください(詳細はQ&A参照のこと)。

当該Q&Aは、西宮市のHPにも掲載されます。掲載場所は以下の通りです。

- ・「西宮市ホームページ」→「事業者向け情報」→「障害福祉サービス事業者関連情報」→「指定障害福祉（児）サービス等の法令、通知及びQ&A等」→ページ下部中見出し「Q&A」
- ・ ページ番号「96324460」で検索

西宮市法人指導課

施設等指導第1チーム 岡井、野口

TEL：0798-35-3423

事業者指定第2チーム 小田、加藤

TEL：0798-35-3152

Q1. 定員遵守の規定に係る利用定員とは、1日を通じて受け入れた障害児の累計の人数のことか。それとも、1日の中で同時に受け入れを行った最大の人数のことか。

A. 1日を通じて受け入れた障害児の人数をいう。例えば利用定員が10名の場合、一日を通じて受け入れることが出来る障害児数は延べ10名までとなる。

Q2. どのような時に定員を超過しての受け入れが可能となるのか。

A. 原則、利用定員の超過は出来ない。しかしながら、災害又は虐待対応の時（西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年西宮市条例第41号）第39条）もしくは保護者の都合等で当日急遽受け入れをする場合、やむを得ない事情による定員超過として受け入れが認められる。この場合は、当日やむを得ず急遽受け入れた理由を記録し保管すること。

Q3. 利用定員超過の場合の児童指導員等の配置はどうなるのか。

A. 利用定員超過の有無に関わらず、児童指導員等は、実利用障害児数に応じて配置することとなっている。例えば利用定員10名の放課後等デイサービスにおいて、利用定員を超過し11名受け入れする場合、利用人数に応じて人員配置することになる為、3名の児童指導員等が必要となり、これに満たない場合は人員基準違反となる。また、月々の開所日数の1割を超える日数につき人員欠如があった場合には、減算の対象となるので留意すること。

Q4. 利用を希望する障害児が多く、調整を行っても定員超過になってしまう場合にはどう対応すべきか。

A. 必要となる人員基準を満たした上で、利用定員増加の変更申請を本市に提出し、利用児童の受け入れを行うこと。なお、変更申請は変更の2ヶ月前に手続きを行う必要があるため、留意すること。

Q5. 児童指導員等加配加算の算定と定員超過の関係はどうなるか。

A. 利用定員を10名と設定している事業所において、災害等のやむを得ない事由により利用定員を超過し、11名の受け入れを行った日について、児童指導員等の人員配置は3名必要となる。そのため、当該日の児童指導員の配置が3名の場合、当該日の加配職員は0名となる。加配加算の対象職員については、常勤換算での算定となる為、開所日ごとに1名の加配が必要となるものではない。加配職員について、月を通じて常勤換算で1以上の児童指導員等の配置があれば加算の算定が可能となる。

Q6. 児童指導員等は、サービス提供時間を通じて1名以上の常勤職員の配置が定められているが、例えば常勤1名、非常勤4名などの体制で人員を配置している事業所において、常勤1名が有給休暇を取得し、常勤の児童指導員等が不在になる日が生じた場合、直ちに人員基準違反となり得るか。

A. 有給休暇等により常勤の児童指導員等が不在になる日が生じたとしても直ちに人員基準違反にはならない。ただし、児童指導員等の員数については人員欠如にならないよう確保が必要であることに留意すること。

Q7. 障害児通所支援事業所における送迎加算の算定の対象となる送迎には、障害児の居宅、障害児の通学する学校以外への送迎も含まれるか。

A. 送迎加算の算定となる送迎は、基本的に居宅又は学校と事業所間に限られる。例えば、病院や娯楽施設などへの送迎は送迎加算の対象とならない。ただし、障害児の居宅の前や学校の校門前などに駐車出来ないなどの理由から近隣に集合場所を定めた場合、あらかじめその旨の書面を保護者と取り交わし、適切な方法で事業所の最寄り駅や集合場所まで送迎を行ったものについても送迎加算を算定して差し支えない。また、保護者の体調不良などの理由から、保護者に代わる一時的な預かり先として障害児の親族宅へ送迎を希望する連絡が保護者よりあった場合、これを居宅に準ずるものとみなし、送迎先を記録した上でこの加算を算定して差し支えない。

Q8. 兵庫県から西宮市に権限移譲されたことに伴い、運営規程や重要事項説明書、契約書等の記載に変更すべき点はあるか。

A. 下記のとおり修正すること。

ア) 運営規程及び重要事項説明書に「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」と記載している場合、「西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年西宮市条例第41号）」に改めること。

イ) 重要事項説明書に記載されている苦情窓口に、市の苦情受付窓口として生活支援課（TEL:0798-35-3923、受付時間9:00～17:30 土日祝及び12月29日から1月3日を除く）の連絡先を追記すること。

Q9. 利用定員を増やす際は、どのような手続きが必要なのか。

A. 指定変更申請となる為、2ヶ月前に手続きを行う必要がある。詳細は以下のいずれかの方法で西宮市のホームページにアクセスし、参照すること。

- ・「西宮市ホームページ」→「事業者向け情報」→「障害福祉サービス事業者関連情報」→「障害福祉サービス事業者に関する手続き・申請」→「障害児通所支援事業の指定申請等手続きについて」
- ・ページ番号 「40962613」で検索

Q10. 西宮市における自己評価結果等の公表方法、届出方法は。(児童発達支援及び放課後等デイサービス)

A. 平成30年度中に兵庫県へ提出した事業所であっても、自己評価については毎年度実施するとともに、その結果を公表した内容について西宮市に毎年度提出しなければならない。

(1) 公表方法

インターネットの利用(ホームページの掲載)のほか、会報に掲載し保護者等の配布及び事業所の見やすい場所の掲示等の方法も可とする。

(2) 届出方法

西宮市ホームページに掲載されている「自己評価結果等の公表にかかる届出書」を事業所毎に作成し、公表している「自己評価結果」及び「保護者評価結果」を添付(多機能型事業所(児童発達支援と放課後等デイサービス)についてはサービスごとに添付)の上、法人指導課に原則郵送にて提出すること。

(3) 提出期限

毎年度2月末日

(4) 留意事項

- ・自己評価の実施方法については、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」に自己評価の流れを参照に行うこと。
- ・期限までに提出がない場合、翌年度4月から当該状態が解消されるに至った月まで障害児全員について所定の単位数の15%減算が適用されること。

詳細については、西宮市ホームページ「自己評価結果等の公表の届出について(児童発達支援及び放課後等デイサービス)」を確認されたい。

- ・「西宮市ホームページ」→「事業者向け情報」→「障害福祉サービス事業者関連情報」→「障害福祉サービス事業者に関する手続き・申請」→「自己評価結果等の公表の届出について(児童発達支援及び放課後等デイサービス)」
- ・ページ番号「90914929」で検索